

職員各位

障害福祉サービスにおける福祉・介護職員処遇改善加算算定とこれに伴う処遇改善の内容について（計画）

記

1. 算定する加算の区分
福祉・介護職員等処遇改善加算
(新加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)
2. 令和7年度の加算見込み総額 約65,285,880円
※障害福祉サービスにおける処遇改善加算(令和7年4月～令和8年3月)として法人に入る総額の予測
3. 賃金改善の内容
(1) 対象事業所
施設入所支援・短期入所・生活介護・就労支援事業B型・居宅介護/重度訪問介護・共同生活援助等
(2) 改善方法
処遇改善加算による賃金改善
① 対象事業所の、生活支援員、職業指導員、就労支援員、指導員、サービス提供責任者、世話人、事務員等の対象者に下記の改善を継続する。
 - ・令和3年度以降の基本給の昇給額とそれに伴い増額となる賞与の支給額
 - ・パート職員、ヘルパーの時給を増額、パート職員の賞与
 - ・短大卒・高卒・中卒・及びキャリア採用者の基本給の引き上げ② 処遇改善夜間支援手当の創設
処遇改善加算夜間支援手当として夜勤に対し、サポートセンターbeing 小本1回3,000円、グループホーム1,000円の支給。

③ 資格手当の引き上げ

対象の資格の1資格を12,000円、2つ目以降の取得は各3,000円を加える。

参考	現状	改善後	
介護福祉士	2,000円	12,000円	複数例 介＋社 15,000円 介＋社＋精 18,000円
社会福祉士	3,000円	12,000円	
精神保健福祉士	3,000円	12,000円	
公認心理士	0円	12,000円	
作業療法士	3,000円	12,000円	

④ 処遇改善送迎対応手当の創設

処遇改善送迎対応手当として、朝夕の利用者送迎1回500円の支給。

(3) その他

令和5年度から、資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導のため研修計画を策定するとともに、職員の能力評価を行い昇任の参考とするため、人事考課面談を実施する。

また、資格取得のための支援として、国家資格受験日の休暇について配慮する。
在職1年以上の職員については、事業所で国家資格合格後の登録料を負担する。

4. 令和7年度の賃金改善見込み総額は、

加算総額のうち、令和6年度の繰り越し部分を含む、87,710,000円を上回るようにする。

5. 問い合わせ等

本内容についての問い合わせ先：センター長

以上